

## 大泉町浄化槽設置事業費等補助金について

大泉町浄化槽設置事業費等補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

現在居住している住居の建替えや増改築等を行う際に、くみ取槽・単独処理浄化槽を合併浄化槽へ転換する工事を実施することにより、生活排水を原因とした公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として、浄化槽の転換及び宅内配管工事に要する工事費用を補助します。

### 2 内容

用語の定義	<p>1 「浄化槽」とは、浄化槽法に規定するものであって、次の全てに該当するものをいいます。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」といいます。）除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水のBODを20mg/1（日間平均値）以下とする機能を有するもの</p> <p>(2) 浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合するもの</p> <p>(3) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針の適用を受ける場合にあっては、同指針に適合するもの</p> <p>2 「転換」とは、単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいいます。）又はくみ取槽（建築基準法施行令第29条に規定する構造基準に適合した便所に設置された便槽をいいます。）（以下「単独処理浄化槽等」といいます。）に換えて浄化槽を設置し、かつ、単独処理浄化槽等を撤去（単独処理浄化槽等を撤去することにより家屋の損壊を生ずるおそれがあるときその他やむを得ない事</p>
-------	---

	<p>情により撤去をすることができないときを含みます。) 又は再利用することをいいます。</p> <p>3 「専用住宅」とは、主に居住を目的とした住宅で、小規模店舗等を併設した住宅を含みます。ただし、住宅部分の床面積が2分の1以上であるものに限ります。</p> <p>4 「宅内配管工事」とは、浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいいます。</p>						
<p>補助対象者</p>	<p>1 町長が定める地域内において、申請者が居住する専用住宅の建替えや増改築等の際に処理対象人員10人以下の浄化槽を転換する者(以下「設置者」といいます。)とします。</p> <p>2 上記1にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しません。</p> <p>(1) 建築基準法第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置等の届出を行わずに浄化槽を転換する者</p> <p>(2) 住宅を継続的に使用すると認められない者</p> <p>(3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者</p> <p>(4) 町税を完納していない世帯の者</p>						
<p>補助金額</p>	<p>次の1及び2に掲げる額の合計額を補助金として交付します。</p> <p>1 浄化槽の転換に要する費用に相当する額とし、次の区分限度額に定める額を限度とします。</p> <p>※ 区分限度額</p> <table data-bbox="539 1720 1056 1877"> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> </table> <p>2 宅内配管工事に要する費用と次の区分限度額とを比較して少ない方の額を限度とします。</p> <p>宅内配管工事補助 300,000円</p>	5人槽	332,000円	6～7人槽	414,000円	8～10人槽	548,000円
5人槽	332,000円						
6～7人槽	414,000円						
8～10人槽	548,000円						

### 3 交付手続

交付申請の方法	<p>補助金の交付を受けようとする人は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類等を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し</li><li>2 設置場所の案内図・建築平面図・配管図・宅内配管図</li><li>3 浄化槽構造図</li><li>4 全国浄化槽推進市町村協議会が交付した登録証の写し</li><li>5 登録浄化槽管理票（C票）</li><li>6 転換工事に係る見積書及び宅内配管工事に係る見積書</li><li>7 浄化槽工事施工監督者の資格の証明書の写し</li><li>8 単独処理浄化槽等の埋設状況が確認できる写真</li><li>9 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書</li><li>10 住民票の写し及び納税証明書又は町税等調査閲覧同意書</li><li>11 その他町長が必要と認める書類</li></ol>
補助金交付決定の通知	<p>補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
中間検査の実施	<p>全ての申請で中間検査を実施します。受検しなかった場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。</p> <p>中間検査の実施を希望する日の一週間前までに中間検査の申込を行ってください。</p> <p>中間検査では次の項目について確認を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 浄化槽本体が現地に搬入されていること</li><li>(2) 底盤コンクリートの場合：型枠・背筋を設置した状態。</li><li>(3) 既製底盤コンクリートの場合：PC板を設置し水平を確認した状態。</li></ol>

<p>変更承認申請書</p>	<p>1 補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」といいます。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受ける必要があります。</p> <p>2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受ける必要があります。</p>
<p>実績報告</p>	<p>補助事業完了後速やかに実績報告書（様式第4号）に次の書類等を添付して提出してください。</p> <p>1 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類</p> <p>2 浄化槽法第7条検査依頼書の写し</p> <p>3 工事写真</p> <p>4 浄化槽工事チェックリスト</p> <p>5 転換・宅内配管工事に係る領収書又は請求書の写し（それぞれの内訳が必要）</p> <p>6 次に掲げる書類等のうち該当するもの</p> <p>(1) 単独処理浄化槽等を撤去した場合</p> <p>ア 環境省関係浄化槽法施行規則に規定する浄化槽使用廃止届出書（以下「浄化槽廃止届出書」といいます。）の写し</p> <p>イ 撤去前後の状況及び撤去物を積載した運搬車両が確認できる写真（産業廃棄物収集運搬業者の会社名、許可番号等の車体表示が分かるもの）</p> <p>(2) 単独処理浄化槽等を再利用した場合</p> <p>ア 浄化槽廃止届出書の写し</p> <p>イ 単独処理浄化槽等の再利用の状況が確認できる写真</p>

	<p>(3) やむを得ない事情により単独処理浄化槽等を撤去することができない場合</p> <p>ア 浄化槽廃止届出書の写し</p> <p>イ 単独処理浄化槽等を撤去することができない状況が確認できる写真</p> <p>7 その他町長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	補助金の額の確定については、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により通知します。
補助金の請求	補助金額確定の通知を受けた者は、補助金交付請求書様式第6号)により請求してください。この申請に基づき補助金を交付します。
補助金交付の取消し	<p>補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができます。</p> <p>1 不正の手段により補助金を受けたとき</p> <p>2 補助金を他の用途に使用したとき</p> <p>3 補助金交付の条件に違反したとき</p>
補助金の返還	補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金を返還を命じることができます。

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<p>大泉町浄化槽設置事業費補助金交付要項に定める次の様式を使用してください。</p> <p>1 補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 変更承認申請書（様式第3号）</p> <p>3 実績報告書（様式第4号）</p> <p>4 補助金交付請求書（様式第6号）</p> <p>※参考</p> <p>1 補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>2 補助金交付額確定通知書（様式第5号）</p>
---------	---

## 5 事業期間

期 間	令和8年4月1日から令和10年3月31日
-----	----------------------

## 6 担当部署

大泉町公園下水道課	電話 0276(63)3111
-----------	-----------------